

素流協第令04106号
令和4年12月19日

組合員各位（お取引先各位）

ノースジャパン素材流通協同組合
経営企画管理部経営管理課

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当組合の事業運営につきまして格別のご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。仕入税額控除の要件として、税務署に申請し登録を受けた課税事業者「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が必要となります。

つきましては、貴事業所の登録番号等下記についてお知らせくださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、経営管理課 019-652-7227 までお問い合わせください。

敬具

記

貴事業所名 _____

1. 適格請求書発行事業者登録番号（13桁の番号）

T												
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 適格請求書発行事業者登録に未申請の場合（該当箇所にチェック、ご記入ください）

今後申請予定 申請完了予定日

- 免税事業者であるため、申請を行う予定はない
- 簡易課税制度を選択しているため、申請を行う予定はない
- その他（ ）

以上

ご回答期限 令和4年12月31日

（FAXまたは、メールにてご回答をお願いします。）

FAX番号 019-654-8533

メール tax@soryukyo.or.jp